

奈良県告示第三百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和四年二月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
なごみデンタルクリニック	大和郡山市高田町一四一―六 シティパレス吉川一〇六号室	平成二十八年九月 三十日
浪崎歯科医院	橿原市久米町五六七	令和三年八月一日
ますなが皮フ科形成外科	生駒郡斑鳩町興留四丁目一〇― 一五 野口ビル二階	令和三年十二月三 十一日
堀内歯科	葛城市北花内六〇五番地五	令和三年十二月三 十一日
松川歯科医院	橿原市醍醐町五〇二―三四	令和三年十二月三 十一日
板橋医院	一 葛城市北花内字川原田七四九―	令和三年十二月三 十一日